

1 1 月 2 6 日 (第 1 号)

令和2年豊能町議会11月会議会議録目次

令和2年11月26日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
（報告）		4
第11号報告	専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	
第12号報告	専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	
第13号報告	専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	
第14号報告	専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	
（議案提案理由説明・質疑・討論・採決）		
第71号議案	豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件	5
第72号議案	動産の取得について	7
町長あいさつ	8
散会の宣告	8

令和2年豊能町議会11月会議録（第1号）

年 月 日 令和2年11月26日（木）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 12名

1番	長澤 正秀	2番	田中 龍一
3番	中川 敦司	4番	寺脇 直子
5番	管野英美子	6番	永谷 幸弘
7番	井川 佳子	8番	小寺 正人
9番	秋元美智子	10番	高尾 靖子
11番	西岡 義克	12番	川上 勲

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	池上 成之
教 育 長	森田 雅彦	まちづくり調整監	松本真由美
保健福祉部長	上浦 登	住 民 部 長	大西 隆樹
都市建設部長	高木 仁	こども未来部長	八木 一史

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和2年11月26日（木）午前11時開議

- | | | |
|-------|------------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 第11号報告 | 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて） |
| 日程第 3 | 第12号報告 | 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて） |
| 日程第 4 | 第13号報告 | 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて） |
| 日程第 5 | 第14号報告 | 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて） |
| 日程第 6 | 第71号議案 | 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件 |
| 日程第 7 | 第72号議案 | 動産の取得について |

開会 午前11時00分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年豊能町議会11月会議を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で議員間の距離を取るため、通常の議席場所から変更しております。皆様にはマスクの着用をさせていただいておりますが、発言の際にもマスクの着用のままでお願いいたします。

また傍聴につきましては、スペースの関係上、傍聴者間の距離を取るために、本会議場の傍聴席には定員20名のうち5名の方のみ入っていただき、残りの方につきましては音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承願います。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、放送をもって再開いたします。

全員協議会は11時10分から開会いたしますのでよろしくお願いいたします。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時58分 再開）

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、会議に当たりまして、町長より挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆さん、こんにちは。

本日は議員の各位におかれまして大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。短めにとということでございますので、本日、新型感染症に関しましてですけれども、本当に全国での拡大が懸念されております。大阪府のほうに対しましてもイエローステージでの対応方針ということで追加要請が出ております。11月27日から12月11日まで実施されること

になりました。明日からでございます。私どもの町内の皆様方には、これまでも本当に感染予防ということを徹底をいただいておりますけれども、私たちの住民の皆さんは大阪市のほうにお勤めの方、それから所用で外出される方も多ございます。町民の皆様におかれましては、これまでも同様ですけれども、さらに感染予防について御注意を賜りたいというように思います。大切なことは、これまでと同様にさらに徹底をしていくということで、マスク、消毒、三密を回避をいただき、さらに4人以上の会食に対しましてもお控えをいただくなど、お努めをいただきたいというように存じます。

そして、この新型コロナの感染症におかれましてお亡くなりになられた方々には御冥福をお祈りするとともに、今、私どもの豊能町内では17名の方が累積ですけれども、その方々についても1日も早い御回復をお祈りを申し上げます。

本日の11月会議におきましては、専決4件、条例改正1件、その他1件、合計6件でございます。議員の皆様におかれまして御審議、御審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、11月会議の会議期間は、本日1日といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により4番・寺脇直子議員及び5番・菅野英美子議員を指名いたします。

日程第2、第11号報告、和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分
の報告の件から、日程第5、第14号報告
和解及び損害賠償の額を定めることにつ
いての専決処分の報告の件までを一括議題に
したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

異議なしと認めます。

第11号報告から第14号報告までを一
括議題といたします。

報告を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長(高木 仁君)

それでは、第11号報告から第14号報
告まで一括して御報告をさせていただきます
。

まず第11号報告でございますが、本件
につきましては専決処分の報告ということ
でございまして、和解及び損害賠償の額を
定めることにつきまして、地方自治法第1
80条第1項の規定により専決処分にいた
しましたので、同条第2項の規定により報
告するものでございます。

第12号報告、第13号報告、第14号
報告も同様の規定に基づきまして報告をさ
せていただきますので、この部分については
説明は省略させていただきたいと思いま
す。

それでは、第11号報告から順番に、専
決日、相手方、事故の概要、和解の内容につ
いて御説明、御報告をさせていただきます
。

第11号報告でございますが、専決日は
令和2年10月29日、相手方は豊能町光
風台6丁目13番地の17、小野忠男様で
ございます。

事故の概要でございますが、令和2年7

月14日午前11時頃、光風台6丁目緑地
ののり面が令和2年7月豪雨により崩落し、
土砂等が宅地内の駐車場に駐車していた相
手方所有車両に当たり損害を与えたもので
ございます。

和解の内容といたしましては、町の過失
割合を100%とし、相手方所有車両の修
繕料及び代車費用23万1,200円を損害
賠償金として相手方に支払うものでござい
ます。

第11号報告の内容は以上のとおりでご
ざいます。

続きまして、第12号報告でございます
が、議案書の4ページを御覧いただけます
でしょうか。

専決日につきましては、先ほどと同様に
令和2年10月29日。相手方は豊能町光
風台6丁目13番地の18、森三千穂様で
ございます。

事故の概要は、令和2年7月14日午前
11時頃、光風台6丁目緑地ののり面が令
和2年7月豪雨により崩落し、土砂等が相
手方の自宅の外構に当たり損害を与えたも
のでございます。

和解の内容は、町の過失割合を100%
とし、相手方の自宅の外構の修繕料29万8,
019円を損害賠償金として相手方に支払
うものでございます。

第12号報告の内容は以上のとおりでご
ざいます。

続きまして、第13号報告でございます
が、議案書の6ページ目を御覧いただけま
すでしょうか。

専決日は先ほどと同様に、令和2年10月
29日でございます。相手方は豊能町光風
台6丁目13番地の19、中井貞夫様でご
ざいます。

事故の概要は、令和2年7月31日午前
11時頃、光風台6丁目の町道において、

令和2年7月豪雨により崩落したブロック積擁壁等を解体し撤去する際に生じた振動により、相手方の自宅の外構に損害を与えたものでございます。

和解の内容は、建設工事請負契約に基づき、工事の施工に伴い通常避けることができない振動により与えた損害について、相手方の自宅の外構の修繕料2万7,544円を損害賠償金として相手方に支払うものでございます。

第13号報告の内容は以上でございます。

続きまして、第14号報告の内容について御説明いたします。

議案書の8ページ目をお開きいただけますでしょうか。

専決日は令和2年10月30日。相手方は豊能町野間口149番地の2、岩田建設株式会社代表取締役岩田直樹でございます。

事故の概要は令和2年7月14日午前11時頃、光風台6丁目緑地ののり面が令和2年7月豪雨により崩落し、同年7月13日契約の令和2年度光風台6丁目緑地安全対策工事を施工中の相手方所有重機等に損害を与えたものでございます。

和解の内容は、建設工事請負契約に基づき、不可抗力による損害について町の負担額68万1,144円を損害賠償金として相手方に支払うものでございます。

第14号報告の内容は以上でございます。

以上で第11号報告から第14号報告の内容について報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第6「第71号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第71号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件につきまして御説明させていただきます。

議案書9ページと、条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

改正の理由ですが、本年10月7日の人事院の給与勧告に鑑み、国において行われる、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正内容に準じ、一般職の職員の給与の改定を行うものでございます。

なお、本年は勧告の基礎となる民間給与実態調査が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で2回に分けて実施されています。その結果、民間のボーナスに当たる期末手当を0.05月分引き下げることが10月7日に勧告されました。また、月例給に関しましては国家公務員の月例給が民間給与を164円上回っていますが、官民格差が小さく適切な改定を行うことが困難な場合には従来から月例給の改定を見送ってきたことから、本年は月例給の改定は行わないとの報告が10月28日にありました。

条例の改正内容ですが、第1条で、第22条第2項において再任用職員以外の職員の12月の期末手当支給月数を0.05月引き下げ、期末勤勉手当の年間支給月数を4.50月から4.45月に改定するものでございます。

また、同条第3項において、再任用職員の支給率について一般職の職員の支給率を準用していることから、一般職の支給率を0.05月引き下げます。

次に第2条では、来年度以降6月期、12月期の期末手当の支給割合が均等になるよう改定するものでございます。また、同条第3項において第1条同様に一般職の職員の支給率を改定するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものですが、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、本改正によります影響額は、全会計で約313万円の減となります。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

これより本件に対する質疑を行います。

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

ただいま説明ありましたように、今回は国において行われる一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正で、法律の改正内容に準じ一般職の職員の給与を改定するものと。今までもそうですけど、内容に準じというのはやっぱり考えないかんと違うかなと。というのは、人事院勧告の総裁の談話を見ましても、要するに地公法の第14条の情勢適応の原則、これは国と地方自治体は違うはずですよ。特に今、地方分権の中で地域が活性化せな国も活性化しないわけですよ。じゃあ地域の在り方を基本的に考えなあかんわけです。地域を活性化させるのに、もちろん住民一体となってやらなあかんねんけども、それをやっぱり動かしていくというか協力体制を取る、この基本はやっぱり職員です。今、豊能町は、先ほども全協の席で言いましたけど、豊能町最大のサービス産業です。サービス産業の基本は人材ですよ。人材がどうあるべきか、そして人材が感謝して、豊能町に感謝して、責任を持って豊能町のために頑張る、そういう職員を育てるためにどうあるべきか。ハウトゥーね。そういうことを基本的に、やっぱり国のことを参考にしながら、準じじゃなくて参考にしながら、独自の豊能町の

そういう特別委員会みたいなもので常に検討して、情報は常に変わるんだから、だからこれ情勢適応の原則というのが基本にあるわけです。特に豊能町は、今回、保幼小中一貫教育、これでみんなで子どもを育てようということですよ。全体がやるわけですよ。だから縦割り行政やのうて、やっぱり連携して子どものためにどうあるべきかということをやろうという段階なんです。だから教育委員会非常に忙しいと思う。でも教育委員会だけじゃない、みんなが一つになってやらな、子どもの育成なんかできないし、教育力日本一言うてますねん。日本一の教育力は日本一の行政にある。

（発言する者あり）

○11番（西岡義克君）

だからそういう検討委員会をつくるのかどうか答弁してください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

（発言する者あり）

○議長（永谷幸弘君）

静粛に願います。

○副町長（池上成之君）

人事院勧告は、国家公務員の給与について勧告されたものですので、それが直ちに地方公務員の給与の根拠となるものではないとは思っておりますけれども、国家公務員と豊能町の職員の職制上の段階でありますとかそういったものは大体類似性がございますので、国家公務員の給与制度を基本として改定するというについては地方公務員法の趣旨にも合致するものであると、合理的なものであると私は考えております。

議員がおっしゃっているように、職員が頑張っている、厳しい勤務環境の中で頑張っているということは承知しておりますので、この給与水準だけじゃなくて、それ以

外の働き方でありますとか、努力した者が報われるような人事評価、こういったことを総合的に勘案しながら、これから給与制度を運用していければなど思っております。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

議長ちゃんと整理をしてください。

○議長（永谷幸弘君）

質疑をお願いします。

○11番（西岡義克君）

そういうことで、この豊能町の将来、これはやっぱり職員の在り方にもある。だから今言うたように、その人事院勧告をベースにして独自のあれをやるために、やっぱりそう検討委員会は必要不可欠です。だからこれ要望しておきますけれども。これからコロナがどんどんエスカレートしていきます。そうしたらそのために、私も民間のあれしてますけれども、民間企業はだんだん、だんだん収益落ちます。倒産もたくさん出てきます。それを基本にして人事院が査定するんであれば、これから職員の給料どんどん下がりますよ。そうじゃなくて豊能町としてどういう人事体制、給与体制を持って職員を育てていくか、これが基本ですよ。だから最大のサービス産業であれば最大の、町に誇りを持った職員の育成ですよ。そのためにはどういうことができるのか今後検討していただきたい。これ要望して終わります。

○議長（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第71号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7「第72号議案 動産の取得について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第72号議案、動産の取得について御説明申し上げます。

お配りした議案書の11ページをお開き願います。

本件は歯科口腔外科診療ユニットの取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する動産の買入れに該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得する動産は歯科口腔外科診療ユニット。契約金額は742万8,432円。契約の相手方は大阪府吹田市垂水町3丁目7番41号、尾崎齒材株式会社、代表取締役松尾治夫。契約の方法は指名競争入札でございます。

本件は4者を指名したところ2者が辞退し、2者が応札いたしました。予定価格は消費税込みで941万4,350円。落札率は78.9%でございます。納期は令和3年1月15日でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本件に対する質疑を行います。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第72号議案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第72号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、11月会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。11月会議は本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

異議なしと認めます。よって、11月会議は本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

会議の閉会に当たり、町長から御挨拶がございます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日報告をさせていただいた件、これまでもなかなか御説明できなかったところがございますけれども、今後もしっかりと御説明をさせていただきながら、今回の事案

に関して、特に災害に付したもので、それからその予防工事ということでございます。ちょっと説明が不足をしていた部分は改めさせていただきますけれども、今回の内容につきましては本当に御報告をさせていただきました。

それから今回の議案に対しましてのものに対して適切な御判断をいただき、御決議をいただきましてありがとうございます。これからも年末に向けてコロナはますますと拡大をしていく可能性がございます。それから同時に町政関係の取り巻く環境も悪化をしておりますけれども、これまで以上に議員の皆様のお理解そして御協力を賜りまして、豊能町のアフターコロナということも含めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○議長（永谷幸弘君）

これをもって、令和2年豊能町議会11月会議を閉じ、散会といたします。

大変に御苦労さまでございました。

散会 午後0時21分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

第11号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること
について）

第12号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること
について）

第13号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること
について）

第14号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること
について）

第71号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件

第72号議案 動産の取得について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 4番

同 5番